

能登町学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

能登町

教育委員会事務局

能登町学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、能登町（以下「町」という。）において実施している学校給食を、「安全・安心」で「おいしい」給食として児童・生徒に安定的に提供するため、複数の事業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案（公募型プロポーザル方式）を受け、町の選考基準により審査したうえで委託事業者を選考することを目的とする。

2. 業務概要

（１）業務名称

能登町学校給食調理等業務委託

（２）業務委託期間

契約締結の日から令和１０年３月３１日まで

ただし、業務履行期間は、令和７年８月１６日から令和１０年３月３１日までとし、契約締結日から令和７年８月１５日までは準備期間とする。

なお、準備期間に係る経費はすべて受注者の負担とする。

（３）履行場所

① 柳田共同調理場

[令和７年８月１６日～令和９年３月３１日]

調理場	能登町立柳田小学校	予定給食数	１０３
所在地	能登町字柳田礼部１００２番１地		
配送先	能登町立柳田中学校	予定給食数	６４
所在地	能登町字柳田礼部３番		

[令和９年４月１日～令和１０年３月３１日] 予定

調理場	能登町立柳田小学校	予定給食数	９２
所在地	能登町字柳田礼部１００２番１地		
配送先	能登町立柳田中学校	予定給食数	６０
所在地	能登町字柳田礼部３番		
配送先	能登町立鵜川小学校	予定給食数	５９
所在地	能登町字鵜川２５字２８番地		

② 宇出津共同調理場

[令和7年8月16日～令和9年3月31日]

調理場	能登町立宇出津小学校	予定給食数	187
所在地	能登町字宇出津△字1番地		
配送先	能登町立能都中学校	予定給食数	152
所在地	能登町字藤波14字35番地		

[令和9年4月1日～令和10年3月31日] 予定

調理場	能登町立宇出津小学校	予定給食数	179
所在地	能登町字宇出津△字1番地		
配送先	能登町立能都中学校	予定給食数	186
所在地	能登町字藤波14字35番地		

③ 小木共同調理場

[令和7年8月16日～令和9年3月31日]

調理場	能登町立小木小学校	予定給食数	65
所在地	能登町字小木4字16番地		
配送先	能登町立鶴川小学校	予定給食数	56
所在地	能登町字鶴川25字28番地		

④ 松波共同調理場

[令和7年8月16日～令和9年3月31日]

調理場	能登町立松波小学校	予定給食数	松波小学校 81
		予定給食数	松波中学校 61
所在地	能登町字松波16字26番地		

[令和9年4月1日～令和10年3月31日] 予定

調理場	能登町立松波小学校	予定給食数	79
所在地	能登町字松波16字26番地		
配送先	能登町立小木小学校	予定給食数	67
所在地	能登町字小木4字16番地		

※予定給食数は児童生徒の転入転出、学校行事、年度、学校の統合等により変動がある。

(4) 委託業務内容

学校給食調理場において食材を調理し、配送等を行う業務

詳細は、別紙「能登町学校給食調理等業務委託仕様書」を参照すること。

(5) 契約金額の上限

本業務の履行期間に係る契約金額の上限額は次のとおりとする。

総額 270,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

- ① 応募段階での見積金額が前記の上限額を超える提案については、その段階で失格とするので留意すること。
- ② 町は契約金額について、債務負担行為として予算計上する。なお、町議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかった場合は、事業を取りやめることがある。

3. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込み時において提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- (1) 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環であることを認識し、関係法令を遵守し、児童生徒のために安全安心でおいしい学校給食を調理し、提供できる法人格を有する者であること。
- (2) 万一の事故発生に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- (3) 過去5年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合を除く。
- (4) 能登町との連絡・調整が速やかに行えるよう石川県内に、本社または支社、もしくは営業所等を有する事業者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (9) 本件参加資格審査の実施日において、能登町又は他の地方公共団体からの競争入札参加等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 能登町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (11) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (12) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属

する者でないこと。

4. 提案書の作成

提案書は、「別表 提案書評価表」の評価内容を含めた内容かつ要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

なお、提案書は、日本工業規格 A4（一部 A3 判資料折込使用可）とし、1つの項目につき両面2枚以内にまとめること。また、提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

5. 応募方法

（1）スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年1月10日（金）
参加表明書兼誓約書の受付期限	令和7年1月24日（金）
現地見学会参加申込書の提出期限	令和7年1月24日（金）
一次審査（参加資格の書類審査）の結果通知	令和7年1月28日（火）
現地見学会	令和7年1月31日（金）
質問書の提出期限	令和7年2月 5日（水）
質問に対する回答	令和7年2月10日（月）
提案書等の提出期限	令和7年2月14日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年2月中旬～下旬を予定
二次審査の結果通知・公表	令和7年2月下旬を予定
優先交渉権者の決定及び町との協議	令和7年2月下旬～3月上旬を予定
契約の締結	令和7年2月下旬～3月上旬を予定
業務開始準備	契約締結の日から
業務履行開始	令和7年8月16日（土）

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

（2）実施要領等の公表・配布

① 公表・配布期間

令和7年1月10日（金）午前10時～令和7年1月24日（金）午後4時まで

② 配布場所

実施要領等は、能登町ホームページから入手すること。

能登町ホームページ(https://www.town.noto.lg.jp/www/normal_top.jsp)

(3) 現地見学会の開催

① 申込受付期間

令和7年1月10日（金）午前10時～令和7年1月24日（金）午後4時まで
現地見学会に参加希望の者は、現地見学会参加申込書（様式第13号）を電子メールにて事務局宛てに提出すること。

※現地見学実施日時等については、現地見学会参加申込書に記載されたメールアドレスに通知する。その際、発注者からの通知受領の確認メールを送信すること。

※メールアドレスは本要領の最終ページに記載。

② 見学場所

能登町学校給食共同調理場4カ所及び配送校3カ所

③ 参加人数

各業者2名までとする。

④ 注意事項

ア 現地見学時は、町教育委員会並びに学校長及び学校関係者の指示に従うこと。

イ 各施設への移動は参加者の車両による。

ウ 現地見学の際には、白衣・調理用帽子・履き物の準備と1カ月以内の検便検査結果（コピー可）を受付で提示すること。

※現地見学会では、質問の受付はしない。質問がある場合は、質問書により質問すること。

(4) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和7年1月10日（金）午前10時～令和7年2月5日（水）午後4時まで

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式第3号）を事務局宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付して提出すること。提出する際の件名は、「能登町学校給食調理等業務委託に関する質問書」とすること。質問提出後、2日以内に受付け完了を知らせる電子メールが届かない場合には、再度質問書を提出すること。

※電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

※メールアドレスは本要領の最終ページに記載。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、能登町ホームページにて公開する。

能登町ホームページ(https://www.town.noto.lg.jp/www/normal_top.jsp)

(5) 提出書類

No.	書類名	様式番号	提出部数
1	参加表明書兼誓約書	第1号	1部
2	会社概要		
3	法人の登記簿謄本		
4	直近3期分の財務諸表 (損益計算書、貸借対照表及び定款の写し)		
5	就業規則		
6	食品衛生法による営業停止処分について	第2-1号	
7	食品衛生法による処分についての概要報告書※1	第2-2号	
8	大量調理施設での調理実績を有していることを証する書類(契約書の写し等)又は大量調理業務の受託実績を有していることを証する書類		
9	製造物損害賠償保険(PL保険)等の損害補償制度及び食中毒保険に加入していることの証明ができるもの(保険証の写し等)		
10	国税及び地方税の納税証明書 (提出直前2ヶ月以内に発行された原本各1通)		
11	質問書 ※2	第3号	1部
12	提案書	第4～10号	8部
13	学校給食調理業務受託実績	第11号	
14	業務委託見積書 (業務委託見積金額積算内訳書を添付すること)	第12号	
15	現地見学会参加申込書 ※3	第13号	1部
16	参加辞退届 ※4	第14号	1部

※1 募集開始日から過去3年間における食品衛生法による営業停止処分を受けている場合に限り、提出すること。

※2 質問がある場合に限り、提出すること。

※3 現地見学会参加希望者に限り、提出すること。

※4 プロポーザル参加辞退者に限り、提出すること。

※能登町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(6) 参加表明書兼誓約書の受付

① 参加表明書兼誓約書受付期間

令和7年1月10日(金)午前10時～令和7年1月24日(金)午後4時まで

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加表明書兼誓約書（様式第1号）及び様式第1号に記載された添付書類を添えて、事務局まで持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：土日祝日を除いた平日の午前10時から午後4時までとする。

郵送の場合：令和7年1月24日（金）午後4時必着。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

（7）提案書類の受付

① 受付期間

令和7年2月3日（月）午前10時～令和7年2月14日（金）午後4時まで

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、企画提案書（様式第4～12号及び業務委託見積金額積算内訳書）を事務局まで持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：土日祝日を除いた平日の午前10時から午後4時までとする。

郵送の場合：令和7年2月14日（金）午後4時必着。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

（8）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格に関する事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本要領に違反すると認められる場合

オ 評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費（契約金額）の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の差し替え又は追加提出は認めない。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等はすべての参加者の負担とする。

⑦ その他

ア プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものととする。

イ 提出された企画提案書等は、能登町情報公開条例（平成17年3月1日条例第10号）に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 参加表明後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第14号）を事務局に持参又は郵送により提出すること。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

6. 審査に係る事項

（1）一次審査

一次審査として、能登町教育委員会事務局による書類審査を行い、その結果によりプレゼンテーションを求める業者を選定する。

（2）二次審査

本プロポーザルの審査は、能登町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により行う。

① 審査方法

プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

② 審査項目

審査委員会において、「提案書審査の評価基準」の各評価項目により評価を行う。

③ 日時・場所

令和7年2月中旬～下旬を予定

※日時と場所は一次審査結果通知文書に記載する。

④ 参加人数

各業者2名までとする。

⑤ 実施時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

※パソコン・プロジェクター等を使用する場合は、各自で準備すること。

スクリーンは町で準備する。

（3）選定方法

① 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を決定する。

② 上記①により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価によ

り、当該事業者の順位を決定する。

- ③ 二次審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査委員会で審議した後、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の優先交渉権者として決定する。
- ④ 複数の事業者の二次審査を行った場合は、第2位以下の順位も定めるものとする。
- ⑤ 優先交渉権者決定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。
- ⑥ プロポーザル参加事業者が1事業者の場合でも審査を行い、審査委員会により適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。
- ⑦ 優先交渉権者の決定にあたっては、事業者の企画提案における各委員の評価得点の平均値が69点（満点の6割）の最低基準に満たないときは、当該事業者を優先交渉権者として決定しない。

（4）審査結果の通知・公表

プレゼンテーション審査結果については、参加事業者に対し文書にて通知するとともに町のホームページに掲載する。

7. その他

（1）調理等業務従事者の採用及び配置

本委託業務開始以前から調理等業務に従事している職員について、継続的な雇用に配慮すること。また、その者の賃金については、「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例」及び「能登町技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則」の水準の確保に配慮すること。

小中学校の夏休み及び冬休み期間における給食調理作業のない期間を考慮し、休暇の付与についても配慮すること。

（2）契約について

契約については、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、能登町と優先交渉権者との協議により決定する。

優先交渉権者との協議が不調に終わった場合、次点交渉権者と協議する場合がある。

8. 問い合わせ・各種提出先

能登町教育委員会事務局

住所 〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

電話 0768-62-8537

電子メールアドレス kyouikuinkai@town.noto.lg.jp

※メール送信の際は、件名に「能登町学校給食調理等業務委託」と記した上で、内容を簡潔に明記すること。

提案書審査の評価基準

番号	評価項目	配点満点	評点				
			回期待を大きく上	いる期待を上回って	期待通りである	いる期待を下回って	回期待を大きく下
1	学校給食に対する基本的な考え方について 【様式第5号】						
1-①	業務を受託する上での会社の運営方針や取組について	5	5	4	3	2	1
1-②	安心・安全でおいしい給食の提供について	5	5	4	3	2	1
1-③	学校との連携について（児童や教職員との関わり、学校行事との連携等、食育への対応）	5	5	4	3	2	1
2	安全衛生管理について 【様式第6号】						
2-①	衛生管理の方針及び体制について	5	5	4	3	2	1
2-②	調理員の衛生管理・健康管理について	5	5	4	3	2	1
2-③	食物アレルギー対応食を安全に提供するための取り組み及び実施体制について	5	5	4	3	2	1
3	事故（食中毒・異物混入・機械等の故障等）の危機管理について 【様式第7号】						
3-①	事故発生時の対応・防止策及び連絡体制について	10	10	8	6	4	2
3-②	ノロウイルス保菌者等が判明した場合の対応及び防止策について	10	10	8	6	4	2
4	調理業務実施体制について 【様式第8号】						
4-①	業務開始までの準備・スケジュールについて	5	5	4	3	2	1
4-②	業務責任者の配置について	5	5	4	3	2	1
4-③	調理員の配置体制、代替職員の対応について	5	5	4	3	2	1
4-④	調理員の雇用方法、退職者がした場合の調理員の補充について	5	5	4	3	2	1
4-⑤	業務従事者に対する教育及び研修について	5	5	4	3	2	1
5	災害時の体制と対応について 【様式第9号】						
5-①	災害時（地震・風水害等）の体制と対応について（早期に給食の実施及び再開を行うための対策）	20	20	16	12	8	4
6	独自提案について 【様式第10号】						
6-①	会社の特色を生かした、実現性のある提案	5	5	4	3	2	1
7	調理業務等受託実績について 【様式第11号】						
7-①	学校給食業務等の実績について	5	5	4	3	2	1
8	提案見積額 【様式第12号】						
8-①	委託料総額を比較 ※提案見積額の評点＝配点×最低提案見積額／当該提案見積額 （小数点以下第1位を四捨五入）	10					
提案書審査の評価		115					